

仕事と家庭の両立推進ハンドブック



仕事と育児・介護を両立させるためのさまざまな制度や、事業者の配慮事項などについて紹介しています。

仕事と家庭生活の両立に向けて、ぜひこのハンドブックをご活用ください。

目次

第1章 仕事と家庭を両立するために

こんなお悩みを抱えていませんか?.....01
ワーク・ライフ・バランスが実現すると.....02

第2章 仕事と家庭の両立をサポートします!

育児のための両立支援制度について.....05
子が1歳未満の方が利用できる制度.....06
子が3歳未満の方が利用できる制度.....08
子が小学校就学前までの方が利用できる制度.....10
子育て支援サービスの内容(教育・保育サービス).....14
ファミリー・サポート・センターを利用してみませんか?.....18
介護のための両立支援制度について.....20
マタハラ・パタハラなどの防止措置.....26

第3章 さまざまな制度で働く人を守ります!

男女雇用機会均等法のポイント.....33
労働基準法のポイント.....35

第4章 女性の活躍を応援します!.....38

第5章 がんばる企業の認定登録制度

仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を応援します.....43
女性の活躍推進に取り組む企業を応援します.....45
両立支援や女性活躍に取り組む事業主に助成金を支給します...47
両立支援や女性活躍に取り組む事業所にお伺いします.....54

第6章 ご相談ください(窓口・連絡先).....56

第1章

仕事と家庭を 両立するために

● 従業員の皆さん、事業主の皆さん。 こんなお悩みを抱えていませんか?



2人目の子どもが欲しいけれど、
残業や休日出勤が多くて、
育児まで手が回らない。



会社で実績を挙げている社員が、
出産や親の介護を理由に辞めてしまう。
何とか働き続けてもらう方法はないだろうか。

休業制度はあるけれど、
実際に従業員にどんどん休まれると
会社が回らなくなるのでは…。

子育てと両親の介護を
こなすためには、私が仕事を
辞めるしかないのかな。
長期間休んだり、
何度も急に休んだりすると、
同僚に迷惑がかかるし…。



● 仕事と家庭の両立を応援します!

仕事で成果を出したい。家族との生活も楽しみたい。趣味やボランティア活動もがんばりたい。そんな生き生きと輝きたい皆さんのために、県では、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を推進しています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業で働く従業員の仕事と生活の質を高めるだけでなく、生産性の向上や人材の定着・確保など、企業にとっても多くのメリットをもたらします。

そこで、このハンドブックでは、従業員や事業主をバックアップする、さまざまな仕組みや相談窓口などをまとめました。

職場で、家庭で、あなたを必要としている人たちのために、このハンドブックを活用して、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざしましょう。

ワーク・ライフ・バランスが実現すると…

<従業員にとってのメリット>

1. 仕事への意欲が高まる。

仕事以外にやりたいことと両立できる環境が整えば、仕事へのやりがいや意欲が増します。

2. 仕事の効率が上がる。

さまざまな働き方をする人が職場に増えることは、仕事全体の進め方を見直すことにつながります。

3. キャリアアップが図れる。

自己啓発や資格取得に向けた勉強時間が確保できるようになり、昇進・昇格への意欲が高まります。

4. 心身の健康を維持できる。

長時間勤務による心身の疲弊や、仕事以外の家庭の問題に対処できないことなどによるストレスが減ります。

5. 家族への負担が軽減する。

残業が減り、休暇が取りやすくなると、子育てや介護、家事などを夫婦や家族間で分担しやすくなります。



<事業者にとってのメリット>

1. 優秀な人材を確保できる。

離職者が減り、経験豊富な従業員の定着率が高まることで、優秀な人材を確保できるようになります。

2. 仕事の質や量が向上する。

仕事の進め方を見直し、効率性の高い働き方を進めることで、仕事の質や量が向上します。

3. コスト削減につながる。

新人教育にかかる費用や時間、残業代にかかるコストなどを削減することができます。

4. 新しい価値が創造できる。

従業員が仕事以外の活動に関わることで、視野の広がりや創造性が高まり、企業に新しい価値創造をもたらします。

5. 企業イメージが向上する。

くるみんマーク^{※1}やえるばしマーク^{※2}を求人広告に使うなど、企業のイメージアップが期待できます。

※1 次世代育成支援対策推進法に基づき、「仕事と子育ての両立を支援する会社」として厚生労働大臣の認定を受けると利用できるマーク

※2 女性活躍推進法に基づき、「女性の活躍推進に関する取組状況が優良な会社」として厚生労働大臣の認定を受けると利用できるマーク

